

令和4年度第2回旭川市契約審査委員会の議事概要

日 時 令和5年1月20日（金） 15時00分～16時35分
場 所 旭川市総合庁舎6階 入札室
出席者 委員 浅田委員長
大石委員
土田委員
水道局 経営企画課契約係長
市立旭川病院 経営管理課長補佐
経営管理課管理係主査
事務局 総務監
契約課長
契約課長補佐
契約課主査

※小関委員は欠席

1 開 会

委員長から挨拶。

事務局から、本日委員が1名欠席しているが、定足数に達していることから会議は成立していることを報告。

委員長に会議の進行をお願いし、審議事項に入った。

2 審議・報告事項

(1) 令和4年度（上半期）までの入札・契約手続の運用状況等についての報告

・発注、指名停止等について（市長部局）

（委員長） 令和4年度上期の運用状況等の報告をお願いします。

（事務局） （契約課から、資料1から資料4まで及び資料6について報告。）

（委員長） ただいま、市長部局から報告を受けたところでありますが、何か意見等ありませんか。

（意見等なし。）

それでは、この報告について了承したということにいたします。

(2) 抽出事案の審議

・今回抽出事案の審議（市長部局）

（委員 長） 今回の抽出委員は大石委員へ委任しましたので、抽出理由について大石委員から報告をお願いします。

（委員） 抽出の条件についてですが、入札者数の多いもの5件、入札者数の少ないものを5件とし、入札者数が同数の場合は、そのうちの落札率が高いものから抽出するという条件でお願いをしております。

抽出の理由につきましては、入札者数と落札率との間に何か合理的な関連性がないかということを検討してもいいかなと思ひ抽出させていただきました。

従前、過去に抽出した条件から選ぶことが多かったのですが、今回は新たな視点で抽出させていただきました。

（委員 長） ありがとうございます。

それでは、旭川市から抽出事案についての説明をお願いします。

（事務局） （契約課から資料5抽出事案について説明）

（委員 長） ただいま事務局から説明いただきましたが、何か質問等がありましたらお願いします。

（委員） 入札参加者数と落札率との間に相関関係がないだろうかということが今回の抽出の理由ですが、入札者数の多いものの落札率は92%弱で、91.76%から91.93%の間というかなり似通った数字となっています。一方、入札者数の少ないものは限りなく100%に近いものが多い結果になっています。

入札者数が多いと落札率は下がり、入札者数が少ないと落札率が上がっているので、入札者数と落札率には相関関係があるように見えますが、事務局としてはどのようにお考えですか。

（事務局） 入札者数の多いものに関してですが、この5件の工種はすべて土木Bで、くじ引きによって落札者が決定されています。

くじ引きになる理由としては、設計金額が事前公表されており、調査基準価格や最低制限価格の算出方法、設計図書、単価を公開していることに加え、業者が使用する積算システムの精度が向上していることから、業者は調査基準価格を予想できる状況にあること、また、この土木Bの工事に関しては、ひとつの工事を落札すると次の工事からは落札できないという落札制限をかけておりますので、同一日に公告している土木Bの工事事業全てに皆さんが入札をしている状況であるためと考えられます。

このことにより、（設計金額2,500万円未満であれば調査基準価格が最低制限価格となるため、）入札者数が多い土木Bの工種については、参加業者は同じ最低制限価格で入札し、くじ引きによって落札者が決定

されることから、落札率は92%を切る結果となっていると考えられます。

入札者数が少ないものは、入札者なしや積算誤りで再公告することにより、再公告で参加者が少なくなると見込み、入札参加者は高めに札を入れるため、落札率が高くなると考えられます。

委員がおっしゃるとおり、入札者数が多いものは最低ラインで入札するので落札率が低くなり、入札者数が少ないものは競争相手がいないため100%に近い落札率となると考えられます。

(委員) 理解できましたが、開札記録を見て同額入札がここまで多いことに正直大変驚いています。前回の契約審査委員会で、積算システムのソフトがかなり高精度なものを使用しているといった説明を受けたことを記憶しています。

落札率が低いのは、要するに同額入札の第一順位者によるくじ引きだったということですね。

(事務局) その通りです。

多くの業者が最低制限価格と同じ額で入札した結果、くじ引きになり、最低の価格で落札者が決まるため、落札率が92%前後になっている現状です。

(委員) 特別、公平不公平の問題はないのかなと思います。同じようなソフトを使って積算し、同じ金額で20者近くが入札していること、金額が違っても誤差は5千円ぐらいなので、そのような理由で最低制限価格と同じ金額で入札している現状を再認識しました。

前回の会議で、委員がその点について、同じ金額になるのであれば、設計金額や予定価格を事前公表しないことについての検討状況はどうなっていますか、と質問していますが、その後この点についての進捗状況はどうなっていますか。

そこが改善されれば、20者が同一金額で入札することが事実上なくなると思われるのですが。

(事務局) 入札制度につきましては前回も少しお話しさせていただきましたが、時期は決まっていますが、工事に関して電子入札の導入を考えているところです。電子入札の導入に合わせ、入札制度についても見直さなければならぬ箇所が多くあり、くじ引きに関する課題についても、予定価格を事前公表から事後公表へ変更する等の検討をしているところです。

導入までの間については、期間が短いこともあるので従前どおり行い、電子入札導入の際に課題を整理し、見直したいと考えております。

具体的には、電子入札導入時に合わせ事前公表を止め事後公表とすることで、同じ価格での入札が少なくなることを期待しています。

また、事前公表を止めることで、今度は予定価格を超えて入札する可能性もあるので、これを含め全ての制度を少しずつ見直していきたいと考えております。

今回の審査委員会開催時にも状況は変わらないかもしれませんが、見直す方向で考えていることを報告します。

(委員長) 電子入札導入はいつ頃を予定しているのですか。

(事務局) 当初の予定では来年度と考えていましたが、市役所全体の電子化をいろいろ鑑みて、基礎になるシステムが来年度に入りますので、その状況を見極め、その翌年の令和6年度の早い時期から導入したいと考えております。お金のかかる部分もあるため、明確な時期は言えませんが、そのつもりで考えています。

(委員長) 委員、どうでしょうか。

(委員) くじ引きとなっていることについて、改善に取り組んでいるという認識でよろしいでしょうか。

(事務局) はい。

(委員長) その他に質疑等ありませんか。

(質疑等なし。)

それでは、不適切な点はないということよろしいでしょうか。

市長部局の審議を終わります。

(3) 令和4年度（上半期）までの入札・契約手続の運用状況等についての報告

・発注、苦情処理等について（水道局）

(委員長) 水道局から運用状況等の報告をお願いします。

(水道局) （水道局から、資料1から資料3まで及び資料5について報告）

(委員長) ただいま、水道局から報告を受けたところでありますが、何か意見等がありますか。

(意見等なし。)

それでは、この報告について了承したということにいたします。

(4) 抽出事案の審議

・今回抽出事案の審議（水道局）

(委員長) 次に、水道局の抽出事案について審議を行います。抽出事案についての報告をお願いします。

(水道局) （水道局から資料4抽出事案について説明。その際、工事の内容についても合わせて説明。）

(委員長) ありがとうございます。

質疑等がありますか。

(委員) 市長部局の質問と重複しますが、3点あります。

1点目。入札者数と落札率との相関関係に対する見解。

2点目。もし相関関係があるのなら、その原因について。

3点目。市長部局と違ってくじ引きになっておらず、入札金額も多少のばらつきがあります。市長部局と異なっている点があれば教えてほしいと思います。

(水道局) 1点目、入札参加者数と落札率との相関関係ですが、あくまで「競争入札の結果」ではありますが、入札参加者数が多ければ競争性が働くので、落札率は入札参加者数が少ないものと比較し低い傾向になると思われま
す。逆に入札参加者数が少ないものについては、残念ながら競争性は働か
ないので落札率は高い傾向になると考えられます。

2点目の原因については、1点目の説明と同様です。

3点目、市長部局では最低制限価格でのくじ引きによる土木Bの入札
参加者数が多かったのですが、水道局の場合は測量や地質調査の委託業
務となります。委託業務の業種は市長部局のように最低制限価格での競
争に至らず、調査基準価格に張り付くことがない中で、業者による適正な
価格での競争が行われた結果、これらの落札率となっていると考えてお
ります。

一方、入札参加者数の少ない業種は全て土木工事となりますが、土木部
で発注する一般的な道路改良工事等とは内容が異なる特殊性のため参加
者数が少なかったと考えられ、市長部局と異なる結果になったものと推
察されます。

(委員) ありがとうございます。

そうすると、市長部局が電子入札を導入し変更点を検討していること
については、水道局は当てはまらないのでしょうか。

(水道局) 電子入札につきまして、水道局は市長部局と足並みを揃えて同じよう
な形で対応したいと考えております。

(委員) 電子入札により大きく変わる部分は、今回の抽出の視点から見ると結
果は変わらない(同じ)と思われませんか。

(水道局) 先ほど市長部局の説明でありましたが、設計金額の公表を止めること
で、最低制限価格の推定がなくなると思われますが、水道局の実態として
は最低制限価格のところでは競争は行われていないため、市長部局と異な
ると考えております。

(委員) 入札参加者が少ないものは、競争が働いていない結果で、それは特殊な
技能等が必要となるためとのことでした。競争性を高めることは、市内業
者では入札制度上、難しいものなのでしょうか。

(水道局) 水道局単体で、発注件数や金額が限られており、その中に過当競争では

ありませんが、市内業者がたくさん入ることや、リスクを冒してまで参入するのか、というのがあります。

水道局としては競争性が高まればいいとの思いはありますが、業者の経営上の判断等もあり、水道局の希望だけが通ることではないため、入札制度上はなんともできない状況です。

入札参加者を広く求めています。結果として参加者が少ないと、市長部局、他の役所、民間それぞれの工事の中で、水道局の工事へ参入する業者は限られてくると思っています。

(委員 長) 入札者数の少ないものは、1者となっていますが、市長部局のように入札不調等で再公告をした結果なのでしょうか。

(水道 局) 広く一般競争入札を求めた結果です。

入札者数の少ない5件は、下水道新設工事3件、公共枡設置工事2件ですが、道路改良工事と比べ排水整備工事は一般的でなく、内容が異質であるため、参加者数が少ないものと考えられます。

公共枡設置工事は、家屋新築に基づく工事であり、排水工事指定店の16者が請け負いますが、枡設置場所、工程計画を立てにくい、付随した協議等を要することにより大変手間のかかる工事であることから、参加者数が少ないと考えております。

(委員 長) 大体理解できますが、限りなく随意契約に近いと捉えていいのでしょうか。

(水道 局) 広く参加者を求めた結果なので、随意契約という感覚とは全く異なるものと考えております。

(委員 長) わかりました。

他に何かございますか。

(意見等なし。)

それでは、水道局の審議を終了します。

(5) 令和4年度（上半期）までの入札・契約手続の運用状況等についての報告

・発注・苦情処理等について

(委員 長) 市立病院から運用状況等の報告をお願いします。

(市立病院) (市立病院から資料1から資料3まで及び資料5について報告)

(委員 長) ただいま、市立病院から報告を受けたところでありますが、何か意見等ありますか。

(意見等なし。)

それでは、この報告について了承したということにいたします。

(6) 抽出事案の審議

・今回抽出事案の審議（市立病院）

(委員長) 次に、市立病院の抽出事案について審議を行います。抽出事案についての報告をお願いします。

(委員) 市立旭川病院は事案が4件しかないため、抽出基準が異なります。随意契約のもの1件について、その理由を説明いただきたいとの趣旨で抽出しました。

(市立病院) (市立病院から資料4抽出事案について説明。)

(委員長) 何か意見等ありますか。

(委員) 質問ではありませんが、市立旭川病院随意契約ガイドラインに基づくことで、読んで理解できましたが、次回以降、ガイドライン等の根拠規定を掲載するのであれば、その部分を資料へ貼り付けていただくようお願いします。

(市立病院) わかりました。

(委員長) その他に意見等ありますか。

(意見等なし。)

それでは、問題はないということで市立病院の審議を終了します。

(7) 労働者賃金等実態調査について

(委員長) 労働者賃金等実態調査について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) (契約課から資料旭川市労働者賃金等の実態調査(工事)結果の概要について説明。)

(委員長) この調査は4回目ですが、平均賃金が14,341円で、前年と比べて4.8%増加したということでした。事務局はこの調査結果をどう捉えていますか。

(事務局) 今回の調査では、21社(回答事業者数の約1割)を対象に聞き取り調査を実施したところ、ほぼ全事業者が賃金を上げたとの回答でした。賃金を上げた理由は、大規模工事実施による請負代金の給与への反映、作業員の流出防止及び雇用確保等でありました。

令和4年の社会情勢として、ロシアのウクライナ侵攻、コロナ禍の継続、原油急騰、円安等がありました。

本市の賃金は北海道の公共工事設計労務単価に及びません(平均の約7割弱)が、その中でも作業員確保等のために賃金を上げたことによる企業努力がうかがえます。その他本市では週休2日工事試行要領に基づく週休2日工事の実施、また職種間の均衡を図るために調査基準価格の引き上げといった施策を実施しており、賃金上昇は調査基準価格引き上げがひとつの要因となっていると考えられます。

(落札率 R3 95.04% , R4 上期 95.21%)

(委員長) 企業努力や旭川市の施策が影響して、その結果として賃金の上昇や、労働環境の改善につながっていると考えます。

調査結果を受け、今後について事務局のお考えがあれば説明下さい。

(事務局) 賃金についてはその時々々の社会情勢の影響を受ける要素があるため、継続的な上昇は期待できない反面、現時点では上昇していること、また労働環境も改善の兆しが見られることから、調査の目的を果たしたものと考えられます。

調査表の5ページの3番に令和元年度から令和4年度までの調査結果の推移を示しております。昨年度はコロナの影響ということで賃金は下がっておりますけれども、それを除けば令和元年度から毎年少しずつでも賃金は上がっている状況であることが分かりました。この結果につきましては、市の施策も一助となっているとは思いますが、業者の皆様の努力も当然あるかと思えます。

今後は、市の施策を進めながら、この状況について様子を見たいと考えております。試行要領に掲げる賃金実態調査については、この会議において一定の区切りを付けていただき、当面の間、5年から10年位程度を、週休2日工事の実施といった公契約条例に則した施策を別途続けながら、賃金上昇及び適正な労働環境確保に向けて取り組むことにしたいと考えているところでございます。

(委員長) 今回区切りを付けて、一旦調査を休止するというのはいかがでしょうか。

これに関して、欠席されている委員から事前に意見をいただいておりますので、紹介したいと思います。

【調査を一旦休止する方向性については、基本的に提案に沿うつもりですが、ここ最近の政治や経済の趨勢を見ていて、果たして5年、10年というスパンは適当なのか少し気になります。併せて、昨今の物価上昇に適切に対応できているか、きちんと価格転嫁しているか、そしてその効果を賃金アップに繋げられているかなども調査しても良いのかなと思います。そういう項目も含めると、より望ましいのかなという趣旨です。】

私も、この意見を受け、これまで4回の調査をしてきて、すばらしい内容になっていきますので、5年や10年というスパンは果たしてどうなのか(長いのではないか)と感じました。同じような調査を蓄積するために、2、3年に1度調査をして結果を積み上げていくやり方がいいのではと思います。せっかく素晴らしい調査を実施しているので、休止期間が長くなるのは良くないと思うので、毎年ではなく、だからと言って5年から10年はスパンが長すぎるので、2、3年に1度ぐらいが適当かなと思います。

他の委員はいかがですか。

(委員) 私も委員長と同じ意見です。

調査は大変だったと思いますが、5年から10年は長いと感じます。

(委員) 委員長の意見に賛同します。

(委員長) 欠席している委員及び私を含め3人の委員全員が、一旦休止することは賛成だが、5年間も休止するのは休止期間が長すぎるとの意見ですので、2、3年に1度、継続して調査をしていくということでしょうか。

私の意見なのですが、実態調査結果の賃金は名目賃金であり、物価上昇との関連を把握した方が良くかなと思っています。旭川市の消費者物価上昇率がどうなっているのかを絡めて書かれていると、関連性がわかると思います。名目賃金ではなく実質賃金でみていった方がいいと思います。

企業への聞き取り調査による意見の中に、「労働力に係る応募者がいないのは3K、4Kの外仕事のため。」(24ページ)とあります。3Kは「きつい」「汚い」「危険」ですが、4Kの4つ目のKは何を指すのでしょうか。これは労働環境の厳しさを現していると思うのですが、わかりますか。

調査項目の普通作業員と軽作業員の違いが知りたいです。

外国人労働者の状況の表(21ページ)の外国人労働者は、どこの国の人が多いのでしょうか。

(事務局) 4つ目のKは、回答した事業者を確認しておりませんので、後日確認してお知らせします。

※ 後日回答した事業者を確認したところ、4つ目のKは「休暇が少ない」の意味、とのことでした。

普通作業員と軽作業員の違いも後日お知らせします。

※ 普通作業員とは、普通の技能及び肉体的条件を有し、人力による土砂等の掘削、積み込み、運搬、敷均し等の作業を行うもの。

軽作業員とは、主として人力による軽易な清掃又は後片付け、公園等の草むしり等の作業を行うもの。

外国人労働者の国籍は調査項目にないため、確認していませんが、旭川市内の外国人労働者の国籍はほとんどがベトナム人です。

(事務局) 事務局から少し申し上げたいことがございます。

調査につきましては、今、委員長から調査を続けるべきとの意見をいただき、真摯に受け止めたいと思います。

この調査は、公契約条例の実効性があるのかを確認するために始めたものであり、その結果賃金はわずかずつですが右肩上がりに上がっている状況でありますので、この時点で公契約条例の実効性は少しあるので

はないかという判断を、委員会としていただけたらと考えております。

それとは別に、今後賃金等実態調査のやり方を2、3年に1度実施するのにかについては、改めて考えていきたいと思えます。

4年前に委員の皆様で公契約条例の附則に基づきこの調査を行うことが決定され、この調査を行っていることから、この時に決定されたことを根拠とした調査について今回一定の区切りを付けていただきたいと考えております。その部分の判断を含めて、それとは別に調査は続けるべきだというご意見は真摯に受け止めたいと思えますので、その点をまとめていただけたらと思えます。

(委員長) この賃金実態調査に対する委員会の意見として、公契約条例の付則に基づいた調査を行ってきた結果、賃金の上昇がみられたので、公契約条例の実効性はあるとの判断で、この調査は一旦終了することとします。今回で一旦終了することとしますが、この調査はとても良い内容なので2、3年に1度の間隔で継続して調査をしていくのが望ましい、との意見とします。

委員の皆さん、よろしいですか。

(委員) よろしいです。

3 その他

- ・次回の抽出委員の確認について

次回の抽出事案の審議案件に係る抽出委員は、会議の開催が委員の改選後になるため事務局に一任することとした。

- ・次回委員会の日程について

委員の改選後の令和5年5月24日（水）午後3時から実施することとした。

4 閉会

以上